

令和5年10月20日

愛知中央SR経営労務センター
社会保険労務士会員 各位

愛知中央SR経営労務センター
会長 小寺 佐智子
(公印省略)

令和5年度活動助成費の支給基準について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、愛知中央SR経営労務センターの業務運営に格別のご協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

このことについて、先の理事会において別紙のとおり令和5年度「活動助成費
の支給基準」が決定しましたのでご通知申し上げます。

なお、支給日は令和5年12月8日（金）を予定しておりますのでご承知くだ
さい。

令和5年度 活動助成費の支給基準

1 活動助成費支給基準

(1) 活動助成費（4区分）

- ① 活動助成金
- ② 特別活動助成金（郵便料相当額）
- ③ 加入促進助成金
- ④ 年度更新システム促進助成金(クラウド入力申請)・・・令和5年度より

(2) 単価基準

活動助成費の区分	1会費納入事業所あたりの支払金額(税込)
活動助成金	1件につき年額8,400円(中途の新規委託・解除は月割(月額700円))
特別活動助成金	1件につき年額1,800円(中途の新規委託・解除は月割(月額150円))
加入促進助成金	新規委託事業所1件につき年額5,000円(対象期間中に委託解除した事業所も対象とする。)
年度更新システム促進助成金	事業場ごとに年額3,000円(令和5年度)

(3) 算定期間と支払時期

前年4月～当年3月分について、当年12月の支払を予定しております。

(4) 支給単位

会費を納入している事業所(会社、個人)ごとになります。(ただし、年度更新システム促進助成金は除く)

(5) その他

活動助成費は、報酬とし源泉所得税の控除対象となります。

2 支給対象から除外する事業所

- (1) 8月末日現在、前年度以前の労働保険料の滞納事業所、当年度第1期労働保険料の未納事業所及び会費の未納(過年度分を含む)事業所
- (2) 「賃金等の報告」(原紙または、独自用紙)が提出期限日までに未達の事業所(天災等事情がある場合は除く)
- (3) 「特定個人情報の取扱いに関する覚書」が未提出の事業所(理由書提出の場合は除く)
- (4) クラウド入力申請参加者は、入力申請締切日及び賃金等報告(紙での提出)猶予期間締切日までに未入力、未達の事業場

3 今年度の支払予定

令和5年12月8日(金)

令和5年10月20日

愛知中央SR建設安全協会
社会保険労務士会員 各位

愛知中央SR建設安全協会
理事長 小寺 佐智子
(公印省略)

令和5年度一人親方等活動助成費の支給基準について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、愛知中央SR建設安全協会の業務運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、先の財務部会及び理事会において下記のとおり令和5年度の「一人親方等活動助成費の支給基準」が決定しましたのでご通知申し上げます。

記

1 支給基準

一人親方の活動助成費は、次の(1)から(3)すべてを満たした一人親方会員、1名につき5,000円(税込)を支給する。

- (1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日の全期間において一人親方会員であったもの
- (2) 令和5年度の年度更新を終了したもの
- (3) 指定した期限内に更新(継続)確認書の提出及び納付確認ができたもの

2 支給対象者

愛知中央SR建設安全協会の特別会員である社会保険労務士

3 その他

活動助成費は、報酬とし源泉所得税の控除対象となります。

4 支給日

令和5年12月8日(金)を予定しています。